

平成29年3月24日

第97回 遠野市農業委員会総会議事録

第97回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成29年3月15日
告示番号 遠野市農業委員会告示第3号
会議年月日 平成29年3月24日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員 事務局長 河野和浩
事務局次長兼
農業振興係長 宮田秀一
農地係長 千葉芳治

本日の案件 第97回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後2時30分

議 長	<p>【開会】 全員協議会でお疲れのところだと思いますが、これから総会を進めて参ります。開会を宣言する前に、遠野市農業委員会憲章の朗唱を行いますので、ご起立願います。先唱を25番、綱木秀治委員に願います。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は30名であります。定足数に達しておりますので、直ちに第97回遠野市農業委員会総会の開会を宣言します。7番、佐々木恵美子委員から欠席する旨、4番、佐々木義弘委員、同じく29番、菊池康祝委員から別用務のため早退する旨の届出があり、これを了承しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等について、ご報告いたします。</p> <p>2月24日から3月10日まで、平成29年3月遠野市議会定例会が開催されまして、本会議に出席をしております。今回は、一般質問はございませんでした。農業委員会法改正があるようですから、そのことについて質問が有るのかなと思っておりましたけれども、今回は無かったと。ただ、予算委員会の中で女性農業委員の登用について触れられたようでございます。審議は、農業委員会法改正に伴って女性農業委員の登用等々について質問をしたかったということであったようですが、局長が議会で答弁しております</p> <p>2月25日、平成29年度飯豊・沢田地区営農組合総会に出席をいたしました。日本で最初の圃場整備をされた地区ということで石碑が建っておりまして、なかなか立派に活動されている営農組合だなお見受けをしてきたところであります。</p> <p>26日は、平成28年度菊池市・西米良村交流団及び菊池市区長協議会歓迎交流会に出席いたしました。奥寺晴夫委員も特別交流団の中に入りまして一緒でしたが、昨年と同じメンバーで、来られた方々は議員団でした。その時に、菊池市の議長さんにお尋ねしたのは、菊池市は4万人ほどの人口なのですがそれでも農業総生産力が300億、なぜこのようになっておるのかと質問しましたら、畜産が盛んなそうでありまして担い手不足もないというお話を頂きました。その話を区長団の方々、一般の交流団の方々としましたら、市議会議員の方々とは若干違いまして、人口が減少してきている農業総生産額も下降気味であると。ただ、米は1俵3万程ということでありまして、やはり菊池市は何か農業に関して特別なものがあるなという思いがありましたが、平成29年度は遠野市農業委員会での訪問をしたいと申し入れをしましてところ受け入れるということでありましたので、5、6名運営委員を中心として訪問団に参加していただければいいなというところであります。何かしら、生産額と後継者不足がないというところを見て、遠野市に生かしてまいりたいと思って交流をしたところであります。</p> <p>3月8日は、組織検討会の事前説明会がありましたので、そこで意見交換をさせていただきました。</p> <p>13日は、岩手県農業会議定期総会に出席をいたしました。異議なしと、原案のとおり可決をしたところであります。同じく13日午後から常設審議委員会がありまして、その中で、花巻市において太陽光発電の無断転用があったことは新聞報道で皆様ご存じのとおりだと思います。この結果が、9日付けで有罪判決が出たわけで、ずっとそのまま無断転用状況で放置されてきた、どうするつもりなのかと。全国的に、ネットで調べると、他市町村、他県ではきちんと現状復帰命令を出していますが、岩手県はいかがなのかと質問させていただきました。けれども明瞭な答えはなかったということで、いかがなものかなと思いつつ帰ってきたところです。審議会で出された農地転用に関わる案件は、全て原案どおり可決されました。</p> <p>私が出席した業務については以上であります。</p> <p>【事務事業経過報告】</p>

議 長	<p>続いて、今月の農業委員会事務事業の経過については、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局長	<p>それでは、事務事業経過報告をいたします。お手元に遠野市農業委員会事務事業経過報告書を配布してございます。それに基づきながら報告をさせていただきます。</p> <p>2月27日、遠野ホップ農業協同組合第52回通常総会並びに生産振興共進会が開催されました。会長に案内がございましたが、会長が他業務のため似田貝農政専門委員長に出席をしていただきました。</p> <p>3月10日は、遠野市農業委員会組織検討会を開催しています。</p> <p>3月10日、農地法等申請締切日でございました。それに伴いまして、3月15日に農地転用等現地確認調査を行っております。</p> <p>なお、調査した件につきましては本日議案として上程してございます。</p> <p>3月13日、平成28年度産遠野市葉たばこ生産改善共進会が開催されましたが、これも会長にご案内がございましたけれども、会長が農業会議定期総会等に出席のため会長職務代理者が代理で出席してございます。</p> <p>3月16日、第8回遠野市農林水産振興大会でございます。多数の委員さんにご出席をしていただきました。大変お疲れ様でございました。</p> <p>3月22日、第8回の運営委員会を開催してございます。</p> <p>3月24日、先ほど、農業委員会委員全員協議会を開催いたしました。そして、第97回総会ということであります。</p> <p>なお、3月25日以降の主な行事予定でございます。</p> <p>4月3日、定期人事異動に伴います、辞令交付式がございます。</p> <p>4月10日、農地法等の申請締切日でございます。</p> <p>4月11日、岩手県農業会議常設審議委員会が開催される予定でございます。</p> <p>4月15日、農地転用等の現地確認調査がございます。</p> <p>4月25日が総会でございます。</p> <p>なお、農地法等申請締切日、農地転用等現地確認調査、総会、新年度の日程につきましては皆様にご配布してございます。これにつきましては後ほどご説明をしたいと思いますのですが、4月につきましてはこのようになっておりますので、特にも4月25日の総会は場所が浄化センターでございますのでお間違いのないようお願いしたいと思います。以上であります。</p>
議 長	<p>委員の皆様既にご承知のとおりですが、職員の内示がございました。今までお世話頂いた次長がめでたく市民課長にご栄転とのこととあります。皆さんとお会いできる機会がこの席だけかと思っておりますので、まだ内示段階ではありますけれども、宮田次長よりご挨拶をお願いします。</p>
事務局次長	<p>一言ご挨拶を申し上げたいと思います。わずか1年ということ、私もびっくりしておりました。1年の中でも2回ほど、投薬の関係で、体調を崩したということで、2回ほど入院をして、大変ご迷惑をかけたところでもございましたので、申し訳ございませんでした。農業委員会に配属になりまして最初の総会に出させていただいたときに、朗唱いたしました農業委員会憲章、これを是非在職期間中に暗記しようと目標に立てたところでもございましたが、残念ながら1年ということ暗記することもできませんでした。これも1つ心残りでもございました。皆様には、1年でございましたけれども、農地パトロール等々外での活動もご一緒させていただいて、本当に勉強になりました。市役所在職期間中も又皆さんと顔を合わせて引き続きご指導いただく場面もあるかと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたしましてご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。</p>
議 長	<p>それでは宮田次長のますますのご活躍をご期待申し上げます。</p>
議 長	<p>【専決処分等の報告】 それでは次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件は専決処</p>

	分したので、その内容を事務局長から報告いたします。
事務局長	報告第1号についてご説明いたします。議案書1ページでございます。農地法第3条の3第1項の規定に基づき、権利を取得された2名の方からの届出でございます。本案件につきましては、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により、平成29年3月8日に会長が専決処分いたしまして通知書を送付いたしましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。以上でございます。
議長	ただ今局長から報告されました案件について、質問等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容の説明を求めます。
農地係長	2ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の通知について、でございます。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものでございます。 1番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。1筆5,509㎡。 2番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。1筆3,498㎡。 番号1番は農地法第3条、2番は農業経営基盤強化促進法の賃貸借の一部解約です。なお、番号1番は第95回総会の案件でございました砂利採取による一時転用の土地、2番は借人の都合による解約で新たな借人について現在調整中となっております。以上ご報告いたします。
議長	ただ今事務局から報告ありましたことに、質問等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 次に、報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。
農地係長	3ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、でございます。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものでございます。 1番、届出者。●●町、●●●●。計6筆8,764㎡。農地が道路より低いので全体に盛土し周囲農地との段差を解消し農作業の安全性向上と効率化を図るためのものでございます。以上報告致します。
議長	ただ今事務局から報告ありましたことについて、質問等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 次に議案審議に先立ち、議事参与に関する注意事項を申し上げます。自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、該当委員はその議事に参与できませんので、審議時には退席を願うこととなります。あらかじめご了承をお願いします。
	【日程第1】

議 長	<p>日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に26番、多田和敏委員。27番、古屋敷徳夫委員。会議書記には事務局、宮田秀一次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>4ページです。第97回遠野市農業委員会総会提出議案総括表について、でございます。</p> <p>法第3条、今月計9件、42,140㎡。</p> <p>利用集積、今月計49件、266,002㎡。</p> <p>法第4条、今月計1件、742㎡。</p> <p>法第5条、今月計1件、79㎡。</p> <p>適用外、なし。</p> <p>法第18条第6項、今月計2件、9,007㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>続きまして、日程第2、議案第79号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>6ページです。議案第79号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明につきましては、番号、土地の所在地、面積、借受人、貸出人の順番に読み上げてまいります。</p> <p>1番、●●町、1筆、2,008㎡の内1,266㎡。●●市、●●●●。●●町、●●●●。</p> <p>2番、●●町、3筆、5,605㎡。●●市、●●●●。●●町、●●●●。</p> <p>番号1番2番はいずれも特定法人貸付法の廃止に伴い期間満了における農地法第3条により引き続き借り受けるものです。賃貸借です。</p> <p>以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件すべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査の結果等の説明をお願いいたします。最初に●●地区担当委員申し上げます。</p>
5番委員	<p>5番、奥寺です。3月15日、事務局2名地元委員2名で現地確認調査に入りました。ご説明のとおり何ら問題ないと確認しました。</p>
議 長	<p>続いて、●●地区担当委員申し上げます。</p>
30番委員	<p>30番、佐々木です。3月15日、委員4名事務局2名で現地確認いたしました。現状そのままでございます。特に問題はございませんでした。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果等説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

8 番 委 員	<p>8 番、阿部です。15 日、担当 3 名事務局 2 名で確認しました。5 番 6 番ですが、■■■■■■■■ですけれども、5、6 で譲渡区画、組み立てたものです。問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果等説明が終了いたしましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 80 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 80 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 4】</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 81 号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>9 ページです。議案第 81 号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、説明いたします。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出がありましたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第 10 条の規定により、あっせん委員の指名について意見を求めるものでございます。</p> <p>1 番、申出人。●●町、●●●●。●●●●●●●●地割●-●、1 筆、16,735 m²の売渡のあっせん申出でございます。あっせん委員といたしましては、●●●●委員、●●●●委員の 2 名で上程でございます。あっせんの申出がございまして、同要領に基づいてのあっせん委員につきまして、ご意見をお願いするものでございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>説明が終了いたしましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 81 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 81 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 5】</p> <p>続いて、日程第 5、議案第 82 号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、説明の前に、議案書の訂正がございまして、その後に説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>お詫びいたしまして、訂正したいと思います。16 ページでございます。41 番、新規更新の別の部分でございますが、新規となっておりますがこちらは更新の間違いでございます。訂正させていただきたいと思います。</p> <p>それでは、議案第 82 号、農地利用集積計画の決定について、を説明させていただきます。これまでどおり、説明につきましては新規案件のみの説明とさせていただきます。利用権の設定をうける者、利用権を設置する者、利用権を設定する土地、契約期間</p>

の順番に読み上げて説明いたします。

2番。●●●●●、●●●●●。●●●●●●●●●●地割●。面積4,593㎡、契約期間は10年で賃貸借。

3番。●●●●●、●●●●●。●●●●●●●●●●地割●、他8筆、合計面積10,096㎡。契約期間は6年、賃貸借。

9番。●●●●●、●●●●●。●●町●●●●●地割●、面積2,009㎡。契約期間は5年で使用貸借。

11番。●●●●●、●●●●●。●●町●●●●●地割●、他1筆、合計面積2,415㎡。契約期間5年で賃貸借。

14番。●●●●●、●●●●●。●●町●●●●●地割●-●、他3筆、合計面積6,073㎡。契約期間は2年11ヶ月で賃貸借。

17番。●●●●●、●●●●●。●●町●●●●●、他1筆、合計面積2,717㎡。契約期間5年、使用貸借。

18番。●●●●●、●●●●●。●●町●●●●●●●●●●地割●-●、他2筆、合計面積4,771㎡。契約期間5年、賃貸借。

21番。●●●●●、●●●●●。●●町●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●地割●-●、他1筆、合計面積1,667㎡。5年契約、賃貸借。

23番。●●●●●、●●●●●。●●町●●●●●●●●●●地割●-●、他1筆、合計面積2,354㎡。5年契約、賃貸借。

35番。●●●●●、●●●●●。●●町●●●●●●●●●●地割●-●、他8筆、合計面積18,349㎡。5年契約、賃貸借。

40番。●●●●●、●●●●●。●●町●●●●●●●●●●地割●-●、他1筆、合計面積912㎡。8年契約、賃貸借。

45番。●●●●●、●●●●●。●●町●●●●●●●●●●地割●、他4筆、合計面積13,423㎡。3年契約、賃貸借。

以上よろしくご審議のほどお願いします。

議長

暫時休憩いたします。

[休憩]

議長

長

会議を再開いたします。これより質疑に入ります。26番、41番について質疑ございませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

議長

長

暫時休憩いたします。

[休憩]

議長

長

会議を再開いたします。これより質疑に入ります。48番について質疑ございませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

議長

長

暫時休憩いたします。

[休憩]

議長

長

会議を再開いたします。26番、41番、48番を除く46件について質疑ございませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

農地係長	<p>程いたします。事務局に説明いたさせます。</p> <p>24 ページです。議案第 87 号、農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について、でございます。農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、農地の権利取得に際して別段の面積 10 アール並びに設定する区域を遠野市全域としようとするものです。農地の下限面積は農林水産省の通知により農業委員会総会で面積の設定又は修正を毎年検討することが求められております。農地法第 3 条許可要件に基づき、許可後に経営する農地面積が 50 アール以上でなければ許可できないとされておりますが、農地法施行規則第 17 条第 2 項及び農地法に関する処理基準では、農業の経営体が不足し農地の遊休化が深刻で、下限面積の単独的な運用により農地の保全及び有効利用を図ることが必要と判断され、小規模面積での農地利用者が増加しても地域の営農等に支障を及ぼさないと判断される場合、地域の実情に応じて農業委員会が別段面積を定め公示した面積で許可ができることとなっております。遠野市農業委員会では農地パトロールを行い、実情の把握に努めておりますが、農家の高齢化や後継者不足、所有者が市外居住のため管理不良などによる荒廃農地の増加等が懸念されます。このことから、小規模面積の就農を促進して農地の保全及び有効活用を図り、I、J、U ターン者や市内の非農家の小規模な就農を養育するため、引き続き農地の権利取得に際して別段面積を 10 アール、並びに設定する区域を遠野市全域としようとするものでございます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明であります。農地法上は 50 アールということですが、50 アールに満たないと農地取得は出来ないということですが、遠野市全域については遊休農地、耕作放棄地の解消から、又、新規就農者等が増えるということを期待して、10 アールに設定したいということの提案でございました。</p> <p>ただ今の議案説明に質疑ございませんか。</p>
議 長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 87 号については、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 87 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 11】</p> <p>日程第 11、議案第 88 号「平成 29 年度遠野市農業委員会事業計画等について」を上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
事務局長	<p>議案第 88 号、平成 29 年度遠野市農業委員会事業計画等について。平成 29 年度遠野市農業委員会事業計画（案）を別紙のとおり、としてご提案申し上げます。別紙に、平成 29 年度遠野市農業委員会事業計画案としてお渡ししておりますので、そちらの方で説明をしております。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、平成 29 年度遠野市農業委員会事業計画、でございます。</p> <p>なお、膨大な量ですので、時間の関係上、説明につきましては若干かいつまんで説明したいと思いますのでご了承お願いいたします。</p> <p>I、方針</p> <p>1 番、基本方針。昨年 4 月に改正された「農業委員会等に関する法律」が施行され、農地等の利用の最適化が農業委員会の必須業務となりました。農業委員会は新たな体制を迎える年になるということでございます。本農業委員会は平成 30 年 3 月 2 日から新制度に移行します。</p> <p>担い手の農地利用集積・集約化は、岩手県農業公社や市と連携し農地中間管理事業の</p>

周知や利用の働きかけに積極的に取り組むこととします。また、農業・農村が活力持てる施策の充実を図るよう、岩手県農業委員大会及び県選出国會議員との懇談を通じて、国や県に要望等積極的に行っていきたいと思います。

本農業委員会として、認定農業者等との意見交換の実施により農業現場の課題等意見を組み上げたものを整理し、市農業の持続的発展に向けた意見書の提出に向けて積極的に取り組むものとします。

特に農業委員会法の改正につきましては、組織検討会で十分な検討を重ねるものといたします。

2番、主要課題。新体制への円滑な移行に向け、農業委員会に関する条例改正等、組織検討会を中心に原案をまとめ上げていきたいと思います。

農業委員会と市担当部局、又は関係機関等との連携によりまして農地中間管理事業による担い手への農地の利用集積・集約化を促進いたします。また、遊休農地解消も引き続き取り組んでまいりたいと思います。

農地制度を適正かつ円滑に執行するためには、農業委員・事務局職員の研鑽の機会を増やし品質の向上を図ってまいります。

II、所掌事務執行計画

1番、会議の開催。詳しく内容は読み上げません。会議の名称等読み上げます。(1) 総会、(2) 運営委員会、(3) 全員協議会、(4) 農地専門委員会、(5) 農政専門委員会、(6) 専門委員会事前検討会、これにつきましては、農地専門委員会及び農政専門委員会に付議すべき議案の事前調査及び実態把握等を行います。(7) 関係行政機関及び団体との連携、市の補助機関である農業再生協議会等の活動に積極的に参画しながら、事業推進に当たっては農業者の代表との自覚をもって臨むほか、上閉伊地方農業委員連絡会、県内都市農業委員会会長会、農業団体等と連絡協調を図り、諸施策を推進します。(8) 遠野市農業委員会組織検討会、先ほども申し上げましたが、農業委員会に関する条例及び規則の改正に関し必要な調査、検討会を行います。

2番、研修会。総会後を活用して、農地法業務、農政等に係る研修機会を引き続き設けてまいりたいと思います。又、委員の先進事例調査研究を行いたいと思います。

3番、実態調査等。農地を守り活かすため、違反転用及び耕作放棄について、日常の監視活動により状況等を把握し適正な指導を行うとともに、農地の利用状況調査を実施し、A判定農地の所有者には耕作再開の通知を、B判定農地の所有者へは耕作再開又は非農地証明願提出いずれかの意向調査を実施します。

4番、広報活動。「遠野市農業委員会だより」を年2回(9月、3月)発行してございますが、また、来年3月2日より法改正に基づく新制度についても機会をいただければと臨時号を発行する等検討してまいりたいと思います。

5番、主な事務・事業。農地中間管理事業、農地流動化推進事業、こちらは嘱託登記の支援等行うとともに、農用地について利用権設定等を推進し、農業経営の規模拡大と農用地の有効利用に努めます。農業体質改善推進事業ですが、農業者代表機関として農業振興と農業経営の合理化に関する事務のほか、農政問題を処理するため農政専門委員会の開催など行います。また、家族経営協定の普及拡大を図り、農業後継者の確保及び女性農業者の経営参画に努めます。参考でございますが、平成29年3月末の締結数は255組となっております。ほかにも、農地基本台帳整備事務、農業者年金事務、こちらは農業者年金推進委員会の活発な活動に努めます。農業委員会相談活動ですが、農地の権利問題等個別相談及び訪問相談等に努めてまいります。そのほかにも、賃借料情報の提供、農業労賃標準額を定め農作業賃金、農作業料金の適正化を改めて行ってまいりたいと思います。

III、運營業務の推進方策

1、委員研修。(1) 専門研修を推進してまいります。(2) 関係機関・団体主催研修会ですが、岩手県農業委員会大会及び各種大会研修会に参加してまいります。(3) 講師招請による研修会を実施してまいります。(4) 家族経営協定推進アドバイザー研修ですが、アドバイザー会議を随時開催しながら家族協定の推進に努めてまいります。

2、全国農業新聞の普及拡大。「農業委員一人一部拡大」を目標に掲げたいと思います。平成28年度末購読部数は315部ですが、一人一部拡大ということで、346部を平成29年度目標購読部数ということで掲げていきたいと思います。

<p>議 長</p>	<p>参考にですが、6ページに平成29年度遠野市農業委員会予算書を、市の一般会計の予算から農業委員会の分を抜粋いたしまして、3月定例会市議会での予算につきまして掲載をしております。</p> <p>なお、歳出の、農業委員会費の旅費の部分でございますが、127万6千円、先ほど会長からお話がありましたが、来年度の研修視察も旅費の中に計上してございます。</p> <p>そして、7ページには遠野市農業委員会の構成。8ページには名簿がございます。</p> <p>ちょっと、膨大でございますので、かいつまんで説明してまいりました。よろしくご審議方お願いいたします。</p> <p>それでは、平成29年度、遠野市農業委員会事業計画について説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第88号については、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか、</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり「可」と決しました。ここで、10分間休憩いたします。</p> <p>〔休憩〕</p>
<p>議 長</p>	<p>【協議事項】</p> <p>再会いたします。次に、協議第1号「農業委員会法改正に伴う農業委員の選出等に係る素案について」を協議いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>それでは、協議第1号、農業委員会法改正に伴う農業委員の選出等に係る素案について、を説明いたします。</p> <p>ご説明の前に資料の訂正がございます。遠野市農業委員定数の考え、でございますが、その中の表(3)「農業者の数が6,000を超え」ですが「6,000人」です。続きまして2ページ、3(2)「農用地最適化推進委員」は「農地利用最適化推進委員」です。また、3ページ、第3条、「農地最適化」は「農地利用最適化」です。</p> <p>続きまして、遠野市農業委員選考委員会規則(案)でございます。第4条(5)、花巻農業協同組合の次に「遠野地域」、同じ資料最後ですが、第13条でございますが、必要な事項は、の次に「別に」と挿入をお願いします。</p> <p>大変申し訳ありませんでした。以上の訂正とさせていただきます。</p> <p>それでは説明をさせていただきます。当委員会につきましては、平成27年12月22日に開催されました、第82回総会で承認を頂きまして、組織検討会を設置いたしました。その組織検討会で農業委員選出方法等の検討を頂いたところであります。平成28年11月22付で、市長より農業委員会法改正に伴う農業委員選出方法等の検討及び素案作成を文書で依頼があり、それ以降本格的な素案作成ということで検討を積み重ねてまいりました。本来、2月中の期限ということでしたが、重要案件でございますので慎重に検討いたしまして、3月22日開催の運営委員会で素案を修正等加えながら了承いただきまして、本日の97回の総会で提案ということでございますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>最初に、農業委員定数の考え、でございます。これにつきましては、政令に基づき、表に記載されているように、19人です。当委員会の考え方といたしまして、現行31人の考え方から大幅減となります。その業務への影響を鑑みることと、上記の19人を新農業委員の定数とすることが妥当と判断したものでございます。</p> <p>続きまして、農地利用最適化推進委員定数の考え、でございます。これも政令に基づくもので、100haに1人という考え方ですが、遠野市の場合は2に規定している考え方</p>

ですと 69 人となりますが、3 のとおりといたしたく提案するものでございます。まず (1)、担当地区は、地域農業マスタープランの 11 地区としました。(2) 1 地区の農地利用最適化推進委員は 2 人を基準としますが、農地面積 650ha を超える松崎、土淵、青笹、上郷については活動範囲が広がることから 1 人増員し 3 人とすることで 26 人という人数が好ましいと判断したところです。

なお、考え方としましては、表の下に記載してありますのでご覧になっていただきたいと思えます。

このような考え方に基つきまして、2 枚目の、遠野市農業委員会の委員定数条例(案)にてご提案を申し上げるところでございます。内容につきましては、農業委員会等に関する法律の規定に基つき、遠野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものです。これにつきましては、ご承認を頂きました際に市長に提出をしたいと思えます。

続きまして、遠野市農業委員会の委員の選任に関する規則(案)、及び、遠野市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則(案)についてご説明をいたします。この規則は、遠野市農業委員会に関する法律第 9 条の規定に基つき、遠野市農業委員会の委員を選任するための手続きについて法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものでございます。これが、遠野市農業委員会の委員の選任に関する規則(案)でございます。1 ページから 7 ページでございます。

続きまして、8 ページから 14 ページまでが遠野市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則(案)でございます。この規則は、農業委員会等に関する法律第 17 条の規定に基つき、遠野市農地利用最適化推進委員を選任するための手続きについて、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものでございます。内容につきましては、あらかじめ資料をお渡ししておりますのでお目通しいただきたいと思えます。

続きまして、遠野市農業委員選考委員会規則(案)、及び、遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会規則(案)でございます。1 ページから 2 ページが遠野市農業委員選考委員会規則(案)です。これは、遠野市農業委員会の委員の候補者を選考するため、遠野市農業委員選考委員会を設置するものでございます。また、3 ページ 4 ページは、遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会規則(案)でございます。内容は、遠野市農地利用最適化推進委員の候補者を選考するため、遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会を設置するものです。内容については事前に資料を配布しており、全員協議会で説明しておりますので、省略させていただきます。

続きまして、遠野市農業委員会委員募集要項(案)、及び、遠野市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項(案)について、でございます。先ほど説明いたしました、募集要項としてまとめており、条例等につきましては、これが決定しましたらこのような募集要項に基つきまして委員を募集していきたいというところであり、内容につきましては、全員協議会で説明しておりますので省略させていただきます。

なお、委員報酬につきましては、でございます。農業委員の委員報酬、農地利用最適化推進委員報酬につきましては、算定根拠としましては、遠野市農業委員会報酬の算定根拠という資料をお渡ししておりますのでそちらを参照していただきたいと思えます。

このような形で素案を、組織検討会が中心となりまして、策定をしたところでございます。本日協議事項としましてご承認を頂いた際には、市長の方から素案作成について依頼があることから、その回答として提出といたします。以上でございます。

議長

遠野市農業委員会の新法に伴う委員定数条例案、農業委員の新たな定数は 19 人とする、法に基づく農地利用最適化推進委員の定数は 26 人とする、この条例に基づく規定等については諸内容で設定をしたいとの説明がございました。

それでは説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10 番委員

10 番、奥友です。1 ページ目の、ちょっと見落とししたのですけれども、2 項の、「新農業委員の定数」の説明文、何かおかしくないですか。1 項目で遠野は 19 人だということで表があって、2 項目がその説明欄ですよね。読み上げると、「農地面積からすれば農業委員の数は 24 人と思われるも」と。「と思われる」ではなくて改正後の上限が 24

	<p>人なわけです。ところが、農業者の数が規定より下回るために19人となるわけです。「委員の数が大幅減による業務への影響を鑑みることと、現行31人の委員の数から12人の大幅減員となることの激変緩和のため」という書き方をするのであれば、19より足さなくてはならないですよね。この文言の流れからすれば、だからここは淡々と表現するのではないですか。激変緩和どうのということではなくて。農地面積からすれば24だけれども農業者の数が規定を下回る、これは「or」条件ではなく「and」条件ですよ。何々と何々。とすれば淡々と表現するしかないのではないですか。激変緩和どうのとか、そういう話ではなくて、規定ではこうだけれどもこっちは下回るからこうなのだ、という表現でいいのではないですか。</p>
議 長	<p>ご意見分かりましたけれども、これは市に対して、上限を19人にしたいということから検討会の中ではこういう表現にしたようですけども、これは出回るのではなくて、19人を14人とか15人とか言われる可能性があるんで、どうしても激変緩和のためには、それでなくても31人から減るから19人は是非獲得をしたいという農業委員会サイドの考えのようです。よろしいですか。</p>
10 番委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>その他にありませんか。</p>
14 番委員	<p>14番、千葉です。遠野市農業委員会委員募集要項（案）ですが、様式の3部なのですが、農業委員の募集要項も添付した方が良いと思います。</p>
議 長	<p>先ほどの説明の中で、農業委員の募集要項については市長が募集する関係でどうしようもなくこれは付けなかったと。農地利用最適化推進委員の部分については農業委員会が募集するので募集記載例で付けさせていただいたということで、事務局方で説明したと記憶していましたが、よろしいですか。</p>
14 番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>今、千葉委員からご指摘があった件については、当然募集に当たっては、市当局では記載例等は示してくるものと考えます。</p>
24 番委員	<p>確認をしてほしいのですが、規則（案）ですけれども、第6条（2）に「第4条第1項第5号の委員が、団体から脱退したとき」とありますが、その他、認定農業者協議会会長とかあるような気がするのですが、それはどうなのですか。</p>
事務局 長	<p>すいません、ここは「第4条第1項第4号及び第5号の委員」となります。</p>
24 番委員	<p>もう一つあります。最適化選考委員会の（会議）第7条の部分ですが、「第5条第3項」ですが、「第6条の第3項」ではないですか。</p>
事務局 長	<p>大変申し訳ありません。ざっと見て、間違いがないと確認したつもりではありましたが、大変申し訳ありません。ここは「第6条第3項」となりますので、ご訂正お願いいたします。</p>
議 長	<p>その他、ございませんか。付け加えさせていただきますけれど、この条例案はまだ市の行政文書係に見ていただいた内容ではありません。今日の総会を踏まえて、この案で市長へ提出するわけですが、市長部局では再度、先ほど奥友委員からご指摘がありましたが、委員の数が市長の考えとは違うとか、財政面からどうかということがあるかと考えられます。従って、組織検討会ではまたバックされて、検討して、再提出が9月の条例で、議会での提出案までの間にいろいろあるかと思っておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。</p>

	<p>その他、ございませんか。詳細についてはただ今、法的専門家から見ていただくとこのように、というのは有ろうかと思えます。これについては事務局にお任せを頂ければ、というふうに思えますので、お願いします。よろしいですか。</p> <p>〔「なし」の声者あり〕</p>
議 長	<p>それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。協議第1号「農業委員会法改正に伴う農業委員の選出等に係る素案について」は、提案のとおりとし市農業振興課へ届けることといたします。</p>
議 長	<p>【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>事務局から。</p>
事務局次長	<p>配布しております資料について、説明させていただきます。資料の最後に来年度の総会日程表をお配りしております。現時点でその日程で計画してまいりたいと思えますので、よろしくをお願いします。</p> <p>なお、会場なのですけれども、本年度はとびあ庁舎大会議室で全て行いましたけれども、来年度については4、5回ほど大会議室が取れない日程がございますので、その日程につきましては浄化センター、4月最初から浄化センターとなっておりますけれども、4、5回ほど浄化センターの日程がございますので、お間違えないようご注意ください。お願いしたいと思います。当然、通知の際には会場のお知らせをいたしますけれども、お間違いのないようお願いします。</p> <p>それから、今月につきましても、県の農業会議の方から全国農業新聞のサンプルが届いておりますので、推進の際にご活用願いたいと思えます。</p> <p>それからもう一点でございます。来年度の互助会費につきましては、4月の総会の際に集金したいと思います。総会の通知と一緒に集金のご案内もお出ししたいと思いますので、お忘れなく、会費1万円をお持ちいただくようお願いします。</p>
事務局 長	<p>ただ今、次長の方から、互助会の会費について話がありましたけれども、互助会費は若干残金がございます。本日、田中ナオ子委員から皆様に配られましたエゴマ油につきましては互助会の方から支払いをしたいと思いますので、よろしくお願いたします。そして、来月についてはまた、奥寺委員からの菜の花油を皆様にお配りをしたいと思います。これも互助会費のほうから支払いをさせていただきたいというお願いでございます。できるだけ、皆様から頂いたお金ではありますがありますけれども、互助会のほうから出したいと思えますのでよろしくをお願いします。</p> <p>菜の花油は、今年度で作ったものです。農業委員活動で搾油したものです。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から報告等あったことについて、質問等ありませんか。</p>
3 番 委 員	<p>3番、鈴木です。来年度予定表ですけれども、4月の現地確認が17日となっておりますけれども、こちらの資料では15日となっておりますが、これは15日が正解ですか。</p>
事務局 長	<p>何度も、大変申し訳ありません。事務事業経過報告の資料では4月15日となっておりますが、カレンダー一見間違えておまして、4月17日の月曜日でございます。ご訂正をお願いします。</p>
委 員	<p>いつも職員の歓迎会をやっていますが、その予定はありますか。</p>
議 長	<p>これは私の方から。今、歓送迎会のお話がありました。実は、今日は今年度最後の総</p>

	<p>会ということで次長には挨拶を頂いたわけですが、前もってお話しましたとおり、まだ内示の段階です。私が思っていることは、次長は昇格ですから、気の緩みからスピード違反だとかしないでいただければなあ。1日の辞令が出た時点で歓送迎会を、という思いであります。従って、総会の日になるかどうかは事務局、又は、企画してまいります職務代理者とでご案内をしてみたいと思いますので、よろしいでしょうか。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>後は。</p> <p>遅れて提出をしてしまったわけですが、1月に家族協定を出したわけですが、その正式なものは今年度中に出してもらえるようにお願いします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>1月以降にお出ししていただいた家族経営協定、実は今年度中に作成をいたしましたし締結まで進めたいと考えておりましたが、実は良いことではあります、年度末になりまして委員さんの方から委員さん以外の追加のケースがありました。そちらの方も今処理しておりましたので、今年度中は少し事務的に難しくなるかもしれませんが、年度越しても遅くならないうちに締結のほうを進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>この件については事務局を急がせているのですが、農業委員になられた方については、推進するためにも必ず締結をしてくださいということでお願いをしておったのがなかなか進まなくて、今になって出て来ているということで、事務局としては今月末までに締結をしたいということで事務を進めておったようですが、自分以外に推進してきた方々がいて、1回で決裁、そして資料をもって普及サブセンター所長のハンコということになりますので、まとめて進めたいという思いのようです。従って、もしかすると、今頑張っておるようですが、新年度に超えてしまう可能性もあるということです。後はないですか。</p> <p>〔「なし」の声者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは先ほど話したとおり、互助会の会長、私ですが、まだ決算ができていません。4月の総会では決算報告をさせていただきたいというふうに考えます。その互助会費の中で今日のエゴマ、私たちの活動、耕作放棄地解消対策の活動で搾油したエゴマがあります。続いて、昨年度まで耕作放棄地解消対策でやってきた青笹地区における菜の花、これについても継続して行う、奥寺委員が1人で取り組んできて大学生とか巻き込んでやっているということで、今年も搾油したのだそうです。これについても互助会費を活用して4月の総会時点で委員の皆様へ配布をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>後はよろしいですか。</p> <p>〔「なし」の声者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようでありますので。では、以上をもちまして、第97回遠野市農業委員会総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でございました。</p> <p>午後4時26分閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 26番 _____

同 27番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____